

4/1  
施行

## 自転車の違反に青切符が導入されました ※16歳以上が対象

自転車の交通違反に「交通反則通告制度」(青切符)が導入されました。交通事故の原因となるような危険性・迷惑性が高い違反行為(反則行為)に対して、青切符(交通反則切符)による手続きが行われます。自転車を利用される方は、今まで以上に交通ルールをしっかりと守りましょう。

### 「交通反則通告制度」とは…

比較的軽微な交通違反について、青切符が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に課されない制度です。  
※酒酔い運転や酒気帯び運転、携帯電話(スマートフォン)などの使用で交通の危険を生じさせた場合など、特に悪質な24種類の違反行為は、刑事手続きに入る交通切符(赤切符)が交付されます。



詳しくはこちら▲  
(警察庁 自転車ポータルサイト)

### こんな違反行為が青切符の対象です(対象となる違反行為は113種類)

- ながらスマホ  
〈携帯電話使用など(保持)〉

反則金 12,000 円



- ・運転中、スマートフォンなどを手に持って、通話したり画面を見続けたりしてはいけません。
- ・片手運転をすることになり、周囲に注意も向かなくなるので、非常に危険です。

- 並進  
〈並進禁止違反〉

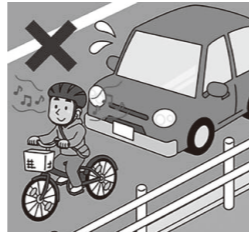
反則金 3,000 円



- ・自転車は、ほかの自転車と横に並んで走ることができません。
- ・車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他車(者)の通行の妨げになります。

- 運転中のヘッドホン・イヤホンの使用  
〈公安委員会遵守事項違反〉

反則金 5,000 円



- ・安全な運転に必要な周囲の音(緊急自動車のサイレン)や声が聞こえないような状態で運転してはいけません。

### 万が一の交通事故に備えて、自転車保険に加入しましょう

福井県では令和4年7月1日から「福井県自転車条例」が施行され、自転車事故による損害賠償責任に備える「自転車損害賠償責任保険等の加入」が義務化されました。  
※自転車損害賠償責任保険等は、被害者の損害を補償し、加害者の経済的負担を軽減するものです。万が一に備えて、自転車利用者は必ず自転車保険などに加入しましょう。

9/1  
施行

## 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます

60km / 時 → 30km / 時

最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守るために実施しているものです。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線のない道路のことをいいます。

### ■ 法定速度が60km/時のままの道路(幹線道路)

- ・道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道ならびにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※道路標識などにより最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

問い合わせ先 生活安全課 ☎22-8115

5月は消費者月間です

## 見える情報 見えない仕組み ～ AI時代の消費者力を高めるために～

### インターネット上にあふれる情報。その情報が表示される仕組みを知っていますか？

インターネットが身近になりました。ネット上では商品やサービスに関する情報を簡単に入手できるようになっています。私たちそれぞれの興味のあるものを踏まえて情報が提供される「仕組み」も変化しています。とても便利な反面、さまざまなトラブルも発生しています。情報が提供される仕組みやリスクを理解して、デジタル社会に必要な情報を正しく理解する力を高めていきましょう。

### クイズに挑戦

※答えは左下をご覧ください。

Q1

インターネット通販で、誤解を招くような広告や表示など、「ダークパターン」といわれているものはどれでしょうか？

- ①「残り〇分」など、購入を急がせる。
- ②勝手に定期購入になっている。
- ③メールマガジンなどのチェックボックスに初めからチェック☑が入っている。

タイムセール終了まであと  
00 02 59



Q2

事業者と契約し電子データで契約書をもらうとき、私たち消費者の承諾は必要でしょうか？

- ①必要ない。
- ②必要である。



インターネット社会には国境がないので、さまざまな情報が国内だけではなく、世界中からやってきます。その中には詐欺のような危険な情報もあります。また、数多くの二重・誤情報が流れています。インターネットに関する基本的な知識を身に付け、危険を察知し、自分や他者の個人情報やプライバシーを守る能力を身に付けましょう。

### 【だまされないための3つのポイント】

- ①自分もだまされることを知る。
- ②ファクトチェックする[情報発信元はどこか、複数のメディアでどのように伝えているかなどの確認]。
- ③分からなかったら拡散しない。

### クイズの答え

Q1: ①②③全部

Q2: ②電子データで契約書の提供を承諾したことを確認する「承諾書面」の受け取りが必要です。電子データで契約書が届いたら、すぐに閲覧できるかを確認し、保存しておきましょう。

問い合わせ・相談先  
生活安全課(敦賀市消費生活センター)  
☎22-8115  
消費者ホットライン ☎188

